

2 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

提出先、申告年分などを書いてください。
01には「1」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※ 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「住所（又は事業所・事務所・居所など）」欄の（ ）内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。
なお、「郵便番号」欄は、住所以外で申告をする場合、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。
また、「令和 年」の空白に「2」と書き、令和2年1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、42ページの「3(1) 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、【事例2】（14ページから15ページ）を参照してください。

申告書B 第一表（上部）

令和2年2月17日 令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 T市〇〇町8-5

氏名 東京 太郎

マイナンバー 3 37 05 01

収入金額等 所得金額

収入金額等	所得金額
給与	6,700,000
配当	4,830,000
合計	4,830,000

申告の種類を表示します。
土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。
あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

第三表⑨欄へ(10ページ)

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

給与・賞与 6,700,000

源泉徴収税額 280,200

給与所得の金額 4,830,000

平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、源泉徴収票の添付が不要となりました。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額」⑨「合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額（土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（9ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

3 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び13ページも併せてご覧ください。

申告書B 第二表

申告年分や住所、氏名などを書いてください。

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 T市〇〇町8-5

氏名 東京 太郎

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	収入金額	必要経費等	所得金額
給与	6,700,000		6,700,000
配当			4,830,000
合計			11,530,000

所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	金額
社会保険料控除	
生命保険料控除	
地震保険料控除	
雑所得の公的年金等（注）	
合計	280,200

所得税等（注）

所得税等	金額
所得税	
復興特別所得税	
合計	

第一表④欄へ(11ページ)

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩欄から⑱欄は、各種控除額が年末調整を受けた金額と同じ場合は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください（一部の保険料や掛金については、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。）。

⑩ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑫ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑬ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

この事例では、土地を売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者特別控除」（8ページ参照）の適用ができませんので、「⑰～⑱ 配偶者（特別）控除」欄は記載しません。
扶養控除については、8ページ及び「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の17ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項
給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差引き」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は「自分で納付」の□に○を記入してください。

4 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額 は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記
この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。
※ ⑩欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑩欄から⑳欄の記載を省略し、㉑欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

申告書B第一表（左下部）

社会保険料控除	⑩	580000
小規模企業共済等掛金控除	⑪	
生命保険料控除	⑫	50000
地震保険料控除	⑬	50000
寡婦・寡夫控除	⑭	0000
勤労学生・障害者控除	⑮	0000
配偶者（特別）控除	⑯	0000
扶養控除	⑰	0000
基礎控除	⑱	380000
⑩から㉑までの計	㉒	1060000
雑損控除	㉓	
医療費控除	㉔	
寄附金控除	㉕	
合 計	㉖	1060000

令和元年分 給与所得の源泉徴収票									
T市〇〇町8-5									
トウキョウ タロウ									
東京 太郎									
給与	700000	給与所得控除後の金額	4830000	所得控除の額の合計額	1320000	源泉徴収額	280200	支払済額	280200
控除対象配偶者	260000	控除対象扶養親族の数	0	配偶者の数	0	扶養親族の数	0	控除対象配偶者	0
社会保険料等の金額	580000	生命保険料の控除額	50000	地震保険料の控除額	50000	住宅借入金等特別控除の額	0	社会保険料等の金額	580000

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者特別控除」は適用できません。

第三表㉖欄へ（10ページ）

⑰～⑱ 配偶者（特別）控除

- あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和元年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。
- あなたの令和元年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
 - 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
 - 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
 - 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、⑰～⑱欄の「区分」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
 - 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
 - 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和25年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

⑲ 扶養控除

- あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。
- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成16年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）のことです。
 - 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）のことです。
 - 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和25年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）のことです。
 - 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方のことです。

㉑ 基礎控除

基礎控除の金額は、38万円です。

〔配偶者（特別）控除額〕

	あなた（居住者）の合計所得金額			控除の種類
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超	
配偶者特別控除	38万円以下（控除対象配偶者）	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者の合計所得金額	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
配偶者特別控除	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
	123万円超	0円	0円	0円

〔扶養控除額〕

		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

5 第三表の分離課税の 収入金額 や 所得金額 などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」から転記します。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）

住所 T市〇〇町8-5
氏名 トウキョウ タロウ

収入金額
短期譲渡 一般分 ① 5000000
長期譲渡 一般分 ② 45730000
合計 ③ 50730000

所得金額
短期譲渡 一般分 ④ 5000000
長期譲渡 一般分 ⑤ 45730000
合計 ⑥ 50730000

税金の計算
⑦ 対応分 ⑧ 45,730,000
⑨ 対応分 ⑩ 45,730,000
⑪ 対応分 ⑫ 45,730,000
⑬ 対応分 ⑭ 45,730,000
⑮ 対応分 ⑯ 45,730,000
⑰ 対応分 ⑱ 45,730,000
⑲ 対応分 ⑳ 45,730,000
㉑ 対応分 ㉒ 45,730,000
㉓ 対応分 ㉔ 45,730,000
㉕ 対応分 ㉖ 45,730,000
㉗ 対応分 ㉘ 45,730,000
㉙ 対応分 ㉚ 45,730,000
㉛ 対応分 ㉜ 45,730,000
㉝ 対応分 ㉞ 45,730,000
㉟ 対応分 ㊱ 45,730,000
㊲ 対応分 ㊳ 45,730,000
㊴ 対応分 ㊵ 45,730,000
㊶ 対応分 ㊷ 45,730,000
㊸ 対応分 ㊹ 45,730,000
㊺ 対応分 ㊻ 45,730,000
㊼ 対応分 ㊽ 45,730,000
㊾ 対応分 ㊿ 45,730,000

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分
43ページの「4 土地や建物を売却したときの税額の計算方法早見表」を参照し、該当する譲渡所得の区分を書きます。
この事例では、長期譲渡の一般分に該当しますので、「長期・一般」と書いてください。

収入金額 所得金額

「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」の3面の「4」から転記します。
取引が複数ある場合には、譲渡所得の区分ごとに、その合計額を各欄に書いてください。

合計所得金額（6ページ参照）

土地や建物などに係る譲渡所得がある場合の合計所得金額は、下のイとロの合計額です。

イ 第一表の 所得金額 「⑨合計」欄の金額

ロ 第三表の「㉖差引金額の合計額」欄の金額（又は「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」の3面の「4」の「C差引金額」欄の金額の合計額）

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。
(イの金額) 4,830,000円 + (ロの金額) 45,730,000円
= 50,560,000円 (合計所得金額)

⑦ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表（右部）

及 び 所得税		の 確 定 申 告 書 B		F A 0 1 2 5	
号	× × × × △ △ △ △ ○ ○ ○ ○				
ナ	トウキョウ タロウ				
名	東京 太郎				東京
職業	会社社員		世主等の氏名	東京太郎 本人	
住居	〒 1 3 7 0 5 0 1		世主等の住所	〒 1 3 7 0 5 0 1	
電話番号	× × × - △ △ △ - ○ ○ ○ ○				
出 発 地	東京	特 定 市 町 村	整 理 番 号		
課税される所得金額	(第1号)		26	0 0 0	
又(第3号)	又(第3号)		27	7 1 8 6 0 0	
又(第3号)	又(第3号)		28		
配 当 控 除	(第4号)		29		
特定増資控除等	(第5号)		30		
住宅借入金等特別控除	(第6号)		31	0 0	
政支等寄附金等特別控除	(第7号)		32		
住宅ローン控除	(第8号)		33		
経費控除	(第9号)		34		
所得控除	(第10号)		35	7 1 8 6 0 0	
災害 減 免 額	(第11号)		36		
再 産 引 得 税 額	(第12号)		37	7 1 8 6 0 0	
復興特別所得税額	(第13号)		38	1 5 0 9 0 6	
所得税及び復興特別所得税の額	(第14号)		39	7 3 3 6 9 0 6	
外国税額控除	(第15号)		40		
源泉徴収税額	(第16号)		41	2 8 0 2 0 0	
申告納税額	(第17号)		42	7 0 5 6 7 0	
予定納税額	(第18号)		43		
第3期分納める税金	(第19号)		44	7 0 5 6 7 0	
還付される税金	(第20号)		45	0 0 0	
変動・臨時所得金	(第21号)		46		
申告期限までに納付する金額	(第22号)		47	0 0	
延 納 届 出 額	(第23号)		48	0 0 0	

「**②⑧配当控除**」、「**③⑩(特定増改築等)住宅借入金等特別控除**」、「**③⑪～③⑬政党等寄附金等特別控除**」、「**③⑮～③⑰住宅耐震改修特別控除等**」などの**所得税額から控除される金額**がある場合に書いてください。

③⑧ 差引所得税額
②⑦欄に転記した税額から②⑧欄、②⑨欄、③⑩欄、③⑪～③③欄、③⑤～③⑦欄を差し引いた金額（赤字のときは0）を書いてください。

④⑩ 再差引所得税額（基準所得税額）

③⑨欄の金額から「③⑨災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④① 復興特別所得税額、④② 所得税及び復興特別所得税の額
④②欄の金額に2.1%を乗じた金額を④①欄に書いてください。
また、④②欄の金額と④①欄の金額の合計額を④②欄に書いてください。

④④ 源泉徴収税額

第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④④源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(7ページ参照)。

④⑤ 申告納税額

④②欄の金額から「④③外国税額控除」、「④④源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合  100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは **0**)を書きます。

赤字の場合  そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出

第一表の「④納める税金」の2分の1以上の金額を令和2年3月16日(月)までに納付することにより、その残額を、令和2年6月1日(月)まで延納することができます。

なお、**延納期間中は利子税がかかります。**

④⑤ 申告納税額

④②欄の金額から「④③外国税額控除」、「④④源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは **0**)を書きます。

赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

👉 「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出

確定申告が必要な方で、令和元年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、令和元年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を令和2年3月16日(月)までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者（非永住者を除きます。）の方で、令和元年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を令和2年3月16日(月)までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、「国外財産調書」を提出する方が、「財産債務調書」を提出する場合には、その「財産債務調書」には「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項（その国外財産の価額を除きます。）の記載は要しません。

詳しくは、国税庁ホームページの「財産債務調書制度に関するお知らせ」及び「国外財産調書制度に関するお知らせ」をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。